法定相続分の早見表と書き込み欄

家族の形の行を見て、相続人ごとの割合と金額を書き込みます。

法定相続分と遺留分の早見表

相続人	配偶者	ほかの相続人	遺留分
配偶者と子	2分の1	子 2分の1（全員で）	配偶者 4分の1・子 4分の1（全員で）
配偶者と親	3分の2	親 3分の1（全員で）	配偶者 3分の1・親 6分の1（全員で）
配偶者と兄弟姉妹	4分の3	兄弟姉妹 4分の1（全員で）	配偶者 2分の1・兄弟姉妹 なし
配偶者だけ	すべて	―	配偶者 2分の1
子だけ	―	子 すべて（人数で等分）	子 2分の1（全員で）
親だけ	―	親 すべて（人数で等分）	親 3分の1（全員で）
兄弟姉妹だけ	―	兄弟姉妹 すべて	なし

遺留分（遺言があっても最低限受け取れる分）は、親だけが相続人なら財産の3分の1、それ以外は2分の1。これを法定相続分で分けた割合が各人の分です。兄弟姉妹には遺留分がなく、配偶者と兄弟姉妹が相続人なら配偶者が2分の1です。

相続人の順位

- **いつも相続人**：配偶者（法律上の夫・妻。内縁の人は入らない）
- **第1順位**：子。子が先に亡くなっていれば、その子（孫）
- **第2順位**：親（父母がいなければ祖父母）。子も孫もいないとき
- **第3順位**：兄弟姉妹。先に亡くなっていれば、その子（おい・めい）。子も親もいないとき

うちの場合の書き込み欄

遺産の額：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

相続人（続柄・名前）	法定相続分	金額	遺留分

間違えやすい所

- **相続放棄をした人**：初めから相続人でなかったものとして数えます。放棄した子の分は、ほかの子で分けます（代わりに孫が受けることはありません）。子が全員放棄すると、次の順位（親、いなければ兄弟姉妹）が相続人になります
- **先に亡くなった子**：その子の子（孫）が、親が受けるはずだった分を受けます。孫が2人以上なら、その分を人数で分けます
- **父母の片方だけが同じ兄弟姉妹**：父母の両方が同じ兄弟姉妹の2分の1です
- **法定相続分どおりでなくてよい**：相続人全員の話し合い（遺産分割協議）で、違う割合に決められます。法定相続分は、まとまらないときの目安です

例：遺産1億円、配偶者と子2人なら、配偶者5,000万円・子は1人2,500万円。

出典：国税庁 タックスアンサー No.4132「相続人の範囲と法定相続分」（令和8年4月1日現在法令等）／民法 第887条・第889条・第890条・第900条・第901条・第939条（e-Gov 法令検索）／民法 第1042条「遺留分の帰属及びその割合」（e-Gov 法令検索）（2026/11/12 確認）